

沼 都 政 第 108 号

平成 31 年 2 月 27 日

公益社団法人

静岡県建築士会 東部ブロック 御中

沼津市長 頼重秀一  
(都市計画部まちづくり政策課)



### 立地適正化計画に関する届出について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、沼津市では都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を平成 31 年 4 月 1 日に公表予定としています。これに伴い、都市機能誘導区域外において誘導施設の建築行為等を行う場合、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築行為等を行う場合、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止又は廃止する場合に、沼津市へ届け出る必要があります。

本市ではホームページ、庁舎窓口において届出に関する周知を行っております。

つきましては、このことについて会員の皆様に広く周知いただけますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

1 届出先

沼津市都市計画部まちづくり政策課

2 届出日

工事着手や休止・廃止の 30 日前まで

3 届出受付の開始日

平成 31 年 4 月 1 日

4 届出対象

都市再生特別措置法第 88 条、第 108 条及び第 108 条の 2 の規定に基づき、届出が必要となる行為

問合せ まちづくり政策課都市計画係

Tel : 055-934-4760 Fax : 055-933-1412

Email : mati-seisaku@city.numazu.lg.jp